

外国人材確保プロモーション業務委託仕様書

1 業務名

外国人材確保プロモーション業務

2 業務の目的

国内外で激化する人材獲得競争に対応するため、本県で就労する魅力を Instagram や TikTok 等のプラットフォームを通じてショート動画形式で海外在住の求職者等に直接訴求することにより、「選ばれる宮崎」を目指し、本県での就労につなげることを目的とする。

3 委託業務について

(1) 概要

海外在住の求職者等をターゲットに、本県の魅力ある歴史、文化、観光資源や外国人労働者が本県で暮らすことのメリットをアピールするほか、県内で就労する外国人材へのインタビュー及び県内事業者の紹介をショート動画形式で配信すること。なお、事業の企画、実施に係る一切の業務を行うこととし、県はこれを支援するものとする。

(2) 業務内容

- ① 県で用意する Instagram、TikTok 等の SNS アカウントを利用し、投稿計画を事前に作成の上、県の承認を得て2週に1回以上の頻度で、ショート動画を配信すること。なお、30秒程度のショート動画が20本程度作成されることを想定している。
- ② 「宮崎県ソーシャルメディア利用ガイドライン」及び左記アカウントに係る運用ポリシーに沿った動画の作成、アカウント運用を行うこと。
- ③ 海外在住の求職者等が県内事業所での就労や本県での生活を具体的にイメージできる内容とすることで、本県での就労を促進し、県内就労に係るミスマッチを防ぐための企画・運営を行うこと。県では以下の内容を想定しているが、具体的な提案は妨げない。
 - ア) 県内で就労する外国人材や外国人材を雇用する企業へのインタビューや実際の仕事の様子の紹介
 - イ) 本県での外国人材の生活環境に関する紹介
 - ウ) 本県の文化、歴史及び観光資源等のPR
 - エ) ショート動画でリアルタイムに流行している、音楽やダンスを取り入れた本県及び本県事業者等のPR
- ④ インドネシア語、ベトナム語及び英語での投稿を基本とする(なお、県では言語圏ごとにアカウントを準備する。)。
- ⑤ 投稿内容等に対し、海外在住者や国内在住者から否定的な意見が多数寄せられる状況となった際の対応について、県への報告・連絡体制、説明投稿・返信対応実施及び投稿削除の基準等を定めた運用ガイドラインを策定すること。

- ⑥ 海外在住の求職者等に効果的にリーチするための運用を行い、1,000 件以上のフォローを獲得すること。
- ⑦ 配信結果に係る報告を、効果検証に適切な指標を用いて毎月 20 日までに行うこと。
- ⑧ コンテンツ作成に際し取材等を行う場合は、取材対象者に対し、謝金を支出すること。
なお、単価については県と協議すること。
- ⑨ 宮崎県外国人材受入・定着支援センターや宮崎県外国人材マッチング連携機関から外国人材確保に係る情報収集を行うこと。

4 成果指標

- ・ 事業期間内のショート動画及び投稿に係るインタラクション数(いいね、コメント、再投稿、シェア、保存等好意的な反応) 10,000 件以上
- ・ その他、外国人材確保に係る県の施策全体の目標として、外国人材マッチング件数を 30 件としていることに留意すること。

5 委託期間

業務委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 12 日まで

6 委託業務に係る経費について

次の各号にかかる経費は、支出対象外経費とする。ただし、(1) 及び (2) は、事前に県と協議の上、了解を得たものについては、その限りでない。

- (1) 10 万円以上の機械・器具等の備品購入費
- (2) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）
- (3) 振込手数料
- (4) 一般管理費、諸経費等の支出内容が明らかでない経費

7 委託業務の実績に係る報告

委託業務を完了したときは、業務委託契約書第 9 条に基づき、直ちに業務に関する報告書（以下「成果品等」という。）を作成し、当業務で作成した全ての動画と併せて電子データ（CD-ROM：1 枚）で県に提出すること。

8 その他

- ・ 受託者は、委託業務の執行に当たり、県と十分な調整を行うこと。なお、業務を実施する中で、業務内容について県から変更等の指示等があった場合は、県及び受託者が協議の上、委託契約の内容を変更することができる。
- ・ 委託業務を円滑に遂行するため、宮崎県は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。

また、委託業務終了後においても、県が実施する事業効果に関する調査に協力するとともに、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後 5 年間、契約書等の支出を証明する各種会計書類など事業実施に係る文書を保存すること（再委託を行った場合、再委託の受託者にも同様の対応を求めること。）。

- ・ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて県と受託者が協議の上、定めるものとする。
- ・ 委託業務の実施に当たっては、県民等の第三者からいささかの批判も受けることがないよう十分配慮すること。なお、委託業務の執行に当たり第三者との間に問題が生じた場合は、県と事前に協議の上、速やかに問題の解決を図ること。